１．［２］⑶に、次を加える。

㈡　休憩施設等への一時退出に係る社会実験に関する割引

イ）割引をする自動車

ニ）に定める指定インターチェンジから流出し、西日本高速道路株式会社が指定する休憩施設等で無線通信を行い、指定インターチェンジ流出後１時間以内に同一のインターチェンジから再流入し、かつ、順方向に通行するＥＴＣ2.0車

ロ）割引を適用した後の料金の額

本割引を適用した後の料金の額は、イ）に定める自動車が指定インターチェンジで流出及び再流入せず、連続して走行した場合の料金と同額とする。

ハ）実施する期間

平成29年７月15日から西日本高速道路株式会社が別に定める日まで

ニ）指定インターチェンジ

山陽自動車道吹田山口線の徳山西インターチェンジ

ホ）割引相互間の適用関係

１．［２］⑵割引制度の各割引については、本割引を適用した後の料金の額に対して適用する。

阪神高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成 29 年阪神高速公告第 17 号

平成21年阪神高速公告第10号で公告しました阪神高速道路の料金の額及び徴収期間について、その一部を平成29年７月15日から下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成 29 年 7 月 14 日

阪神高速道路株式会社
代表取締役社長　幸　　和範

記

１．記Ⅰ〔１〕４⑴⑤の次に次のように加える。

⑥　記⑤に基づき届出した阪神高速道路企画割引

阪神高速ＥＴＣ乗り放題パス【2017　ＳＵＭＭＥＲ－ＡＵＴＵＭＮ】

イ　割引を適用する自動車

ＥＴＣクレジットカード又はＥＴＣパーソナルカード（阪神高速道路株式会社が別に定めるところにより、阪神高速ＥＴＣ乗り放題パス【2017　ＳＵＭＭＥＲ－ＡＵＴＵＭＮ】の適用を受けるために、事前に阪神高速道路株式会社に申込（以下「割引申込」という。）がなされている場合に限る。）を使用して、通行料金の支払を行おうとする利用者の軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車

ロ　割引を適用した後の料金の額

ａ⒜　全地区乗り放題パス

記ハに定める期間のうち、割引申込により指定した一日における記ニａに定める区間の通行に係る料金の合計額は次のとおりとする。

軽自動車等　1,287.037円

普通車　　1,527.7778円

ａ⒝　地区別乗り放題パス

記ハに定める期間のうち、割引申込により指定した一日における記ニｂに定める区間（地区）のいずれか一方の区間（地区）のみの通行に係る料金の合計額は次のとおりとする。

軽自動車等　870.3704円

普通車　　1,009.2593円

ｂ　この割引による料金の額は、記ａ⒜又は⒝に定める料金の合計額に消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した額について、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ハ　割引を実施する期間

平成29年７月15日から平成29年12月10日までの間における土曜日、日曜日及び祝日（ただし、10月14日、10月15日、10月21日及び10月22日を除く。）

ニ　割引を適用する区間

ａ　全地区乗り放題パス

阪神高速道路（ただし、記３⑶の区間のみを通行する場合を除く。ｂにおいて同じ。）

ｂ　地区別乗り放題パス

阪神高速道路のうち、下表に掲げる区間（地区）

区間（地区）	路　線　名　等
東地区	大阪府道高速大阪池田線 大阪府道高速大阪守口線 大阪府道高速大阪東大阪線 大阪府道高速大阪松原線 大阪府道高速大阪堺線 大阪府道高速湾岸線（湾岸舞洲・北港ＪＣＴ以南） 大阪府道高速大和川線 大阪市道高速道路森小路線 大阪市道高速道路西大阪線 大阪市道高速道路淀川左岸線 兵庫県道高速大阪池田線
西地区	大阪府道高速大阪西宮線 大阪府道高速湾岸線（湾岸舞洲・北港ＪＣＴ以北） 大阪市道高速道路淀川左岸線 兵庫県道高速神戸西宮線 兵庫県道高速大阪西宮線 兵庫県道高速湾岸線 神戸市道高速道路２号線 兵庫県道高速北神戸線 神戸市道高速道路北神戸線 神戸市道生田川箕谷線

ホ　割引相互間の適用関係

阪神高速ＥＴＣ乗り放題パス【2017　ＳＵＭＭＥＲ－ＡＵＴＵＭＮ】の適用を受ける自動車には、重複して割引を適用しないものとする。